

自立援助ホーム そなえ 平成30年度事業報告

1. ホームの概要

①施設種別 自立援助ホーム

②所在地 〒740-0034

岩国市南岩国町5丁目19番12号

③定員 女子6名

④職員構成

(1) ホーム長(ケアワーカー兼務) 1名 ホームを代表し、ホームの運営管理全般を掌理する。

2. ケアワーカー 3名 子どものケア全般に関すること。

2. 基本方針

さまざまな課題を持ち入居をしてくる子どもたちが自分自身と向き合えるよう安全な住環境の整備、安心できる人間関係作りに配慮し、子どもの自己表現を受け止め、適切な方向へ導いた。

3. 支援方針

①個別化

それぞれの子どもの課題に気づき、子どもの課題や目標に合った関わり方を心掛けた。また、子どもの自立支援計画を策定し、それに基づく生活支援、学習支援等により、子ども一人一人に対し、最善の支援を行うよう努めた。

②就労支援

中学卒業が最終学歴の子どもの多いことを予想し新聞広告、ネット検索、ハローワークや職業訓練等通常の就職活動に加え、地域の企業と連携協定を結ぶことで理解ある雇用先の開拓を積極的に行い、子どもが夢を持てる環境を整えた。積極的にバイト先を探せない子に対して公用携帯あるいは各自個人携帯から電話をかけさせたりした。また、場合によってはアルバイト先からの就職も考えられるよう、アルバイト先との連携を深めた。

③教育

学校へ行きたい子どもが再度通学できるよう、定時制や通信制の利用の実現も計画し、準備し通学出来るようにした。過去、不登校になった子どもが多いと予想されるため、学校との連携を深め、再度不登校にならないよう起床の声掛けをするなど努めた。学習支援に関してはホームのケアワーカーが子どもの要望に応じて行った。

④家族

家族関係の継続が可能な子どもは保護者との連絡を定期的に行い、子どもと保護者の関係が切れないうち配慮した。また、携帯電話を持った子どもが家族とどのように連絡を取っているか等、子どもからも様子を伺い、関わり方の把握に務めた。時機をみて家族の来所を促すなど家族間の調整をしたり、親と面談をするなどしたりして取り組んだ。

4. アフターケア

退居してからが真に支援が必要な時期であることを理解し、退居した子どものアフターケアを重点目標と捉え、計画的、組織的に取り組んだ。また、自立退居した子どもについては、個人的なやり取りも含めて、何気ないやり取りから関係を切れないよう子どもの生活を気にかける事が必要だと考えライン、通話等で連絡をした。訪問しやすい環境を心掛け、ホームに立寄った際には食事を提供できるよう工夫した。また、県外に移住した子どもに関しては出張の機会に合わせて面談を行い、近況把握をした。

5. 生活支援

①社会生活関係

(金銭管理)

基本的には自己管理とするが、自己管理ができないか、あるいは安心の為に本人同意のうえホーム管理を行った。自己管理をしている子どもには、貯金残高を把握し適時聞くようにした。

(掃除・洗濯等)

基本的には個々に行ってもらうが、きちんとできない子どもにはできるようになるまでケアワーカーが声掛けをし、必要であれば取扱説明書を共に見て教えた。

②性教育

性病、避妊、妊娠については日常的に会話をした。異性関係を把握できるよう会話などから把握し状況記録をした。

6. 入居

児童相談所からの一時保護委託、岩国市のショートステイは空きがあれば積極的に受け入れた。今年度は一時保護3件、ショートステイ9件を受け入れた。入居についても事前に担当児童相談所と協議した上で基本的には受け入れることとした。

7. 医療

入居時に健康保険に入っていない子どもは、国民健康保険に加入してもらうか親の扶養に入れてもらうようにした。精神科、心療内科に通院の必要な子どもに関しては、同行し受診した。誤飲予防が必要な子どもは大人が服薬を管理した。また、希望する子どもに対してはインフルエンザの予防接種をホームが費用負担して接種させた。

8. 食事

ケアワーカーが子どもと会話しながら調理を行い、ホワイトボードを利用し子どもからのリクエストメニューにも応えた。工夫し温かみのある食事の提供を行った。食事は温かいうちに摂取できるようレンジなどを活用した。朝昼の食事札掛け管理を子ども自身で出来るように声掛けをした。地域から定期的2か所、不定期的2か所と食材寄付の提供が受けられるようになった。ボランティアがホームに夕食作りに訪問した。

9. 権利擁護

子どもへの虐待、懲戒権の濫用を禁止し、子どもの最善の利益を優先した。

また、「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」(山口県子どもソー

シャルワーク研究会：開発)を活用し、ケアワーカーが子どもと関わるうえで配慮する点、やってはいけない対応、望ましい対応をケアワーカー間で統一共有した。

さらに、「こども会議」を必要に応じて開催し、子どもの生活における困りごとや提案を聞き修正する取り組みを行い、子どもと話し合っ生活を作るとい文化の醸成を図った。

10. 事故対応

ケアワーカーは報告・連絡・相談をホーム長にし、指示を受けた。ホーム長と連絡が取れない場合は各自判断のもと警察や病院など連絡や対応を行い、ホーム長へ事後報告をした。事故後は事故報告書を早めに作成し、必要関係機関に送った。

11. ヒヤリハット

子どもから受けたヒヤリとした出来事・反応やハットとした気付きがあれば記録として残し、振り返りを行えるようにした。同じような事例が何度あったとしても、ヒヤリ・ハットとすればその都度記入作成し、ケアワーカーはヒヤリ・ハットを振り返り共有を行えるようにした。

12. 機関連携

子どもの自立支援のための取組としてメイク講座(資生堂)、スマホケータイ安全教室(au)、子どもの不法行為に対しての岩国警察署との連携、児童福祉司の定期的な面接調整などを実施した。

その他、ボランティアの受け入れを積極的に行い、食事会、遊びの同伴など地域住民の協力を得ていった。

13. 個人情報

個人情報保護法の適用遵守義務を受け、個人情報データやケース記録等の管理は厳密に行った。また、外部への情報発信時に子どもの情報を載せる本人、保護者から同意を得た上で行った。

14. 苦情解決

子どもの苦情を公に且つ組織的に対応し、苦情の適切な解決に努めた。

具体的にはホーム内で苦情解決責任者、苦情解決担当者、第3者委員を決め玄関先にチラシを掲示し、子どもたちにも定期的にその仕組みについて説明をした。特に第3者委員の2名は外部委員となる為、子どもたちがケアワーカーとの話し合いで事態の解決が難しいと判断した際にその対応が求められる。そのための関係づくりとしてホームの子どもたちと一緒に第3者委員が夕食を摂ることで顔を合わせ少しでも相談しやすい関係づくりに配慮した。

また、担当児童相談所へ子ども自身が直接電話し苦情を言えるよう、こういった子どもと児童相談所の直接的なやりとりを、ホームとして子どもへ奨励した。

15. 職員研修

ケアワーカーはホーム長命により研修に参加した。

山口県ひとづくり財団の主催する研修、中・四国自立援助ホーム協議会が主催する研修、全国自立援助ホーム協議会が主催する研修への参加を軸に職員教育を図った。

また、毎月1回「かかわりの記録」をケアワーカーは作成、子どもとのかかわりで気になった、あるいは未消化となったかかわりなどを記録し、その際の自らの行動や感情を振り返り、その内容をホーム長に提出しスーパーバイズを受けるという取り組みを行った。

16. 会議

月二回は全ケアワーカーが集まり職員会議を行った。内容は子どものケアやホーム運営全般のこととした。ホームでの子どもからの不平不満や子ども達の安定や調和を保つためにこども会議を必要に応じて行えるよう日程調整した。

17. 防災訓練

避難訓練を実施し、万一、火災が起こったときに迅に対応できるようにした。また、火災警報器が鳴ったときに冷静かつ迅に対応ができるようにすべてのケアワーカーが手順の確認作業を行った。

18. 環境整備

ケアワーカーと子どもが協力してホームの美化の保持を心がけた。子どもがより良い環境の中で暮らせるよう、子どもの意見を聞きその都度ケアワーカー間で話し合った。それにより必要な備品があれば部屋ごとに購入し備え網戸、床板の張替や虫よけ補修作業を行った。庭兼駐輪場の雑草除去も適宜行った。

19. 住民理解

必要に応じて住民への説明会や自治会行事の餅つき大会に参加した。ホームと地域の調和を図るためゴミ出しや愛犬散歩時に挨拶し会話することを積極的に行った。

20. 人材確保

ケアワーカーが必要な状況になれば、ハローワークや求人情報誌等に載せた。第1面接をした後、第2面接として実践の場を与え、能力を見極めた上で人材確保をした。